

恵庭市スポーツ功労者表彰審査取扱要綱

令和7年8月5日

1 共通事項

- (1) 表彰の対象は、原則として市内に在住する人とする。但し、高校生、大学生、専門学生については市内に在校する生徒及び学生も対象とする。また、団体（チーム）については、その所在地や活動拠点が市内にあり、構成メンバーの7割以上が市内に在住、または在校・在勤する人で構成されていることとする。
- (2) 各賞の個人表彰について、同一部門の表彰は、原則1度限りとする。但し、再表彰に値する著しい功績がある場合は、表彰することができる。
- (3) その年の事績のほか、過去の事績等も考慮して審査する。
- (4) 審査委員会終了後に候補者が出た場合は、次年度の対象とする。

2 スポーツ賞の選考

- (1) スポーツ賞の対象は、原則として高校生以上とする。
- (2) 団体（チーム）については、受賞後、5年の経過をもって表彰の対象とする。但し、高校生については、5年以内であっても対象とする。
- (3) 団体、またはチームの事績に対する個人としての表彰は、行わない。但し、個人としての功績が特に顕著であると認められる場合は、団体（チーム）表彰との重複を除き、表彰することができる。

3 スポーツ奨励賞の選考

- (1) スポーツ奨励賞の対象は、原則として中学生以下及び年齢区分別大会、障がい者大会とする。
- (2) マスターズ大会などの年齢階層での事績で、大会出場者数が極端に少ない場合は、十分な審査を要する。
- (3) 障がい者スポーツ大会での事績審査については、その都度十分な審査を要する。

4 スポーツ振興賞の選考

- (1) スポーツ振興賞の対象年齢は45歳以上とするが、指導育成に関する事績の対象者が学校教員等の場合には、その内容等を考慮のうえ審査する。
- (2) 各競技団体の役員・審判員等の事績審査については、経歴年数の他、活動内容・実績等を十分に審査する。
- (3) 単に役員歴が長いだけでは該当しないこととして、十分な審査を行う。
- (4) 恵庭市スポーツ協会加盟団体所属者は、恵庭市スポーツ協会スポーツ振興賞の受賞後、おおむね2年を経過したうえで、対象とすることができる。

5 その他

前項の規定にかかわらず、スポーツ功労者表彰審査委員会が特に必要と認めた場合は、対象とすることができる。